

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から同年11月まで
会社退職直後の平成8年9月ころ、母がA市役所で国民年金への再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を私が毎月納付書により1万3,000円くらい同市役所の窓口で納付していた。申立期間の納付記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職直後の平成8年9月ころ、その母親がA市役所で国民年金への再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人が毎月納付書により1万3,000円くらい同市役所の窓口で納付したとしているところ、母親から8年9月ころ、申立人の国民年金への再加入手続をしたとする証言が得られ、当時の月額保険料は1万2,300円であり、その金額はおおむね一致していることから、その申述に不自然さはみられない。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度適切に行い、国民年金被保険者期間はすべて保険料を納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、婦人会の役員に勧められて国民年金に加入し、昭和42年1月から当年度分の保険料月額200円に過去の未納分の保険料月額100円を上乗せして婦人会の役員に納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、婦人会の役員であったAさんに勧められて国民年金に加入して、昭和42年1月から当年度分の保険料月額200円に過去の未納分の月額100円を上乗せして合計300円を月々納付したはずであると主張しているところ、申立人が保管している昭和40年度から42年度までの婦人会の保険料領収記録によれば、42年1月から43年3月までの欄に「A」の押印が確認できることから、婦人会の役員に保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和42年8月ころであるが、申立人が所持している婦人会の保険料領収記録には、申立期間直後の41年1月から同年12月までの期間に「B」の押印が認められる上、C市の国民年金検認記録によれば、同期間は現年度納付と記録されていることから、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出される前から婦人会に国民年金保険料を納付していた可能性があり、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年12月まで

昭和41年に夫がA国に赴任したため、私も子供を連れて42年8月にA国へ行き、そこに滞在しておりました。昭和45年に一時帰国が認められたので、同年7月4日に帰国して同月末ころの暑い日に子供と義母を連れてB市役所へ行き、過去の未納分としばらく帰国できない旨を伝えて昭和46年度及び47年度の国民年金保険料を納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の夫のA国赴任に伴い同国に滞在していたが、昭和45年に会社から一時帰国が認められたので、同年7月に帰国した際、B市役所で申立期間の保険料を過去の未納分はさかのぼって納付し、将来の2年分ぐらいも前納したはずであると主張しているところ、申立人の所持するパスポートによれば、42年8月19日に日本を出国し、45年7月4日に帰国、同年8月20日に再出国していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳及びオンライン記録では、A国に滞在していた昭和42年10月に強制加入被保険者の資格を取得していることから、申立人が一時帰国した際に国民年金に係る手続きをとったことがうかがえる上、申立人が記憶しているB市役所での職員との会話の状況は具体的でその内容に信憑性^{しんぴようせい}が認められ、申立人が一時帰国した45年7月の時点で時効にかからない43年4月から46年3月まで

の国民年金保険料を納付したものと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立人は、出国の準備等で多忙を極めていたとしており、国民年金保険料の納付に係る記憶が明確でない上、保険料の納付を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 申立期間のうち、昭和 42 年 9 月については、申立人が A 国に出国した翌月で資格喪失した月であり、国民年金保険料を納付できる月ではなかった。
- 4 申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間については、記録上強制加入被保険者ではあるものの、一時帰国した 45 年 7 月の時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない。
- 5 申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月までの期間については、国民年金保険料を前納する制度はあったものの、申立人の納付期間や納付金額等に関する記憶が明確でなく、保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、私は、昭和 40 年ころに郵便局の職員の勧めで国民年金に加入した。その際に過去の未納分を郵便局の集金人に夫婦二人分をさかのぼって一括で納付し、国民年金手帳に割印を押してもらったはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間②の国民年金保険料は、亡くなった夫の保険料と一緒に納付したはずなのに自分の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は申立期間②の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したはずであると主張しているところ、国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、昭和 40 年 4 月から 45 年 3 月までの納付状況は申立期間を除いて夫婦同様であることから、申立人が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたものと推認され、その夫の保険料は納付済みであるのに、申立人の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②は 3 か月と短期間であり、申立期間②前後の期間は納付済みである。

2 申立期間①について、申立人は昭和 40 年ころ郵便局の職員に勧められて国民年金に加入した際、夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局の集金人にさかのぼって納付したはずであると主張しているが、申立人の国

民年金手帳記号番号が払い出されたのは 40 年 4 月であり、その時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間①当時、A 区役所は郵便局に国民年金保険料の出張徴収を委託していなかったことから、郵便局の集金人に申立期間①の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の主張は不自然であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金手帳検認記録欄の切離し箇所にある割印をもって、保険料の納付の証拠ではないかと主張しているものの、当該割印は、通常、不使用の検認欄の切離しの際に押印されるものであり、保険料の納付を示すものではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月及び同年 5 月

申立期間の国民年金保険料については、私が夫の分とあわせて一緒に納付しており、同時期における夫の納付記録があるので、私のみ納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を併せて納付したとしているところ、申立期間直前の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までにおける夫婦の国民年金保険料は同一日に納付されている上、申立期間後の平成 3 年度においても夫婦の国民年金保険料はすべて同一日に納付されている状況において、その夫が申立期間の保険料について納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人が保険料を納付したとしている金融機関は、申立期間当時、申立人宅の生活圏内に存在していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から59年6月まで
② 昭和60年1月から61年3月まで

私は結婚後も国民年金に未加入であったが、あるとき何気なく漏らした「孫ができて小遣いもやれない」という私の一言を聞いて猛反省した夫が、将来私が年金を受給できるようにと、過去2年間にさかのぼっての納付と65歳までの納付を決意し、時期は覚えていないがA社会保険事務所（当時）で加入手続きを行い、昭和58年3月ころまでさかのぼって保険料を納付したと言っている。また、免除となっている期間についても夫は、夫婦の保険料を一緒に自分が納付しており、免除の申請をした覚えはないと言っている。申立期間当時は、54年ころにB地で独立して始めたC工場の経営も順調で、金融機関の融資を得て新しく工場兼自宅を買うべく、懸命に働いていた時期である。実際、61年5月には新しい工場兼自宅を購入し転居しており、このころ私は金銭的な苦勞をした覚えもない。

申立期間が未納や申請免除期間となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の夫が免除申請をした覚えはないと言っていると申し立てしているところ、申立人の提出した資料により申立期間②当時、申立人は免除申請が可能な経済状態にはなかったことが推認される上、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出状況から昭和60年3月ころに払い出されていることが確認でき、加入手続きを行った

当初から免除申請をすることは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は加入手続をしたときに2年間さかのぼって国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する納付書・領収書により、申立人が、申立期間①直後の昭和59年7月から同年12月までの保険料を61年8月に過年度納付していることが確認でき、国民年金加入時点で2年間さかのぼって保険料を納付したとする申立内容と齟齬^{そご}がある上、当該過年度納付の時点では、申立期間①は時効により納付できない。

また、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間①の保険料納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月及び同年 6 月

私の国民年金保険の加入手続は、父が当時の A 県 B 郡 C 村役場で行い保険料も同役場で父が納付してくれた。父が他界したため詳細は分らないが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が A 県 B 郡 C 村役場で国民年金の加入手続を行ってくれ、かつ保険料も納付してくれたと申し立てしているところ、申立人に係る C 村役場の国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、申立期間の国民年金保険料を納付した記録がある。

また、前述の国民年金被保険者名簿には、資格喪失欄に「38. 5. 1 資格喪失」とゴム印が押されており、かつ、申立人が所持している国民年金手帳及び前述の国民年金被保険者名簿の検認記録欄に申立期間の保険料を還付した記載があるが、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入した形跡はうかがえないことから申立期間が未加入期間とされ、誤った還付手続が行われたことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年7月まで

私は、昭和45年12月にAを退職し、その後国民年金保険の加入手続を他界した父親か私がB市役所で行った。国民年金保険料の納付は自分自身で数回郵便局に行き、そのうち1回は暑い時期だった記憶があるので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、Aを退職後、申立人かその父親が国民年金の加入手続をB市役所で行い、申立人がC郵便局に国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人は納付場所であるC郵便局の所在地及び納付した時期を鮮明に記憶しており、申立人の供述は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月に払い出されていることから、申立期間は現年度及び過年度納付が可能な期間である上、8か月と短期間である申立期間の保険料を払えなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年4月まで
申立期間の国民年金保険料については、兄が支払ってくれたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和36年4月から38年3月までの期間について、申立人は、申立人の兄が国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているおり、申立人の国民年金保険料を納付したとするその兄の国民年金手帳記号番号(*)の払出日付近で、申立人の国民年金手帳記号番号払出の有無を調査したところ、2番違いで誕生日が一致する「A(*)」名義の国民年金手帳記号番号が確認でき、当該番号は申立人の手帳記号番号であると推認できる上、オンラインの記録によると当該記号番号は36年4月から38年3月までの保険料が納付済みとなっている。
- 2 一方、申立期間のうち昭和38年4月から39年4月までの期間について、申立人の国民年金保険料を納付したとされるその兄は既に他界しており、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況が不明である。
また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していた
ものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和40年2月11日に、資格喪失日に係る記録を同年3月16日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月11日から同年3月16日まで
昭和39年4月1日にA株式会社D工場に配属され、40年2月11日に同社同工場から同社C支社に転勤した。同年3月15日まで、同社同支社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。なお、その後も企業グループ内の異動はあったが、平成12年9月まで継続してB株式会社に勤務した。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された申立人のA株式会社C支社に係る昭和40年3月16日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、人事記録、厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人はB株式会社に申立期間も含めて継続して勤務し（同年2月11日にA株式会社D工場から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社に係る昭和40年3月16日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書並びに申立期間前後の被保険者原票、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、B株式会社は不明としているが、同社から提出された申立人のA株式会社C支社に係る昭和40年3月16日付けの厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の氏名が二重線で削除され、欄外に、資格取得届が未提出の旨記載があり、B株式会社においても、資格取得届を提出しなかった可能性が大きいと思われるとしていることから、申立人のA株式会社C支社への異動に伴う社会保険事務所（当時）への資格取得に係る届出を事業主が誤って行わなかったと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録では、資格取得日が平成18年9月1日、資格喪失日が19年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月28日から同年3月1日まで
株式会社AでBとして平成19年2月28日まで勤務していたが、同年2月が年金額の計算の基礎となる被保険者期間となっていないので、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年9月1日、資格喪失日が19年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、平成19年2月分のタイムカード及び申立人の被保険者資格取得月である18年9月分から19年2月分ま

での給与明細書により、申立人は 19 年 2 月 28 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる総報酬額から 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 20 日に被保険者資格喪失日を 19 年 3 月 1 日とする訂正の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 19 年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る当該事業所における資格喪失日は、平成6年11月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正する必要がある。

なお、平成6年10月の標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から6年10月31日まで
② 平成6年10月31日から同年11月1日まで

年金問題が騒がれる中、自分の記録が気になったので、給与明細書を持参し社会保険事務所(当時)で確認すると、株式会社Aに在籍していた期間のうち、平成4年3月1日から6年10月31日に退職するまでの期間について、給料から控除されている厚生年金保険料は変わらないにもかかわらず、標準報酬月額が引き下げられていることがわかった。また、厚生年金保険の資格喪失日についても6年11月1日が正しいはずだ。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給与明細書により、申立人は、株式会社Aに勤務していた申立期間①において事業主により22万円の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、当初、平成3年10月から6年9月までは22万円と記録されていたところ、6年2月1日付けの訂正で、4年3月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額が遡及して13万4,000円に引き下げられた処理の記録が残されている。

さらに、当該事業所は平成6年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主には連絡がつかず、B社会保険事務局（当時）及びC社会保険事務所（当時）では滞納処分票及び全喪届等の関係資料は保存期限経過のため確認ができないとしているため、当該事業所の申立期間①当時の厚生年金保険料の納付状況については不明であるものの、当時の事業所の状況について、複数の同僚は、経営不振で給料の遅配があったと供述しており、一人は証拠は無いものの、厚生年金保険料の滞納があったとの話を聞いたことがあり、会社名義で契約していた社宅の家賃について数か月間におよぶ滞納があったとも供述している上、もう一人は5年ころより賞与が支給されないことがあったと供述している。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年10月31日付けで、当該事業所に厚生年金保険の被保険者として記録のある申立人以外の17人全員（事業主を含む）の標準報酬月額の記録を確認すると、5年4月1日付けの処理で12人が遡及して減額訂正されている上、申立人と同じく6年2月1日付けの処理では、重複している被保険者も含め16人が遡及して、減額訂正されており、申立人を含む被保険者全員が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、平成4年3月から6年9月までの期間を事業主が当初、社会保険事務所（当時）に届け出た22万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以後の最初の定時決定（平成6年10月1日）で13万4,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、平成6年11月1日と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月31日より後の同年12月7日において、申立人を含む15人の同僚の資格喪失日が、さかのぼって同年10月31日に訂正されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険における「雇用保険受給資格者証」の記録によると、離職日が平成6年10月31日となっており、申立人が同日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者の資格喪失日に係る記録を平成6年11月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要であると認められる。

3 一方、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の雇用保険における「雇用保険受給資格者証」の離職時賃金日額は7,629円であり、この日額に30日間を乗じた月額賃金(22万8,870円)をもとに標準報酬月額を算出すると22万円となり、前述のとおり、申立人の標準報酬月額の記録が遡及訂正を理由に訂正されることとあわせて判断すると、申立人は申立期間②においても、22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿においても法人は解散している上、事業主からは協力が得られないため確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成9年5月から10年3月までの期間を38万円に、同年4月を34万円に、同年5月及び同年6月を30万円に、同年7月を34万円に、同年8月から同年12月までの期間を38万円に、11年1月を34万円に、同年2月から同年4月までの期間を38万円に、同年5月を32万円に、同年6月から同年11月までの期間を38万円に、同年12月を36万円に、12年1月を34万円に、同年2月及び同年3月を38万円に、同年4月を32万円に、同年5月を30万円に、同年6月を38万円に、同年7月から同年9月までの期間を36万円に、同年10月及び同年11月を34万円に、同年12月を28万円に、13年1月から同年4月までの期間を34万円に、同年5月を28万円に、同年6月を34万円に、同年7月を32万円に、同年8月から同年10月までの期間を34万円に、同年11月を30万円に、同年12月を28万円に、14年1月から同年5月までの期間を30万円に、同年6月を28万円に、同年7月から同年11月までの期間を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から14年12月31日まで

A株式会社で勤務した期間のうち、平成9年5月から14年11月までの標準報酬月額が実際にもらっていた給与額よりも過小に申告されている。会社は、平成15年1月から2年間の約束で厚生年金保険をやめて、後に再度加入すると言っていたが20年8月に倒産した。会社は、厚生年金保険をやめる少し前あたりから、社会保険労務士に相談していたよ

うだったが、給与明細書等の資料が残っているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA株式会社における申立期間に係る給与明細書、源泉徴収票及びB税特別徴収税額の通知書によると、申立人は、申立期間のすべての月において、オンライン記録で管理されている標準報酬月額を上回った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A株式会社に係る給与明細書、源泉徴収票及びB税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額及び給与支給額（報酬月額）から判断すると、申立期間のうち、平成9年5月から10年3月までの期間を38万円に、同年4月を34万円に、同年5月及び同年6月を30万円に、同年7月を34万円に、同年8月から同年12月までの期間を38万円に、平成11年1月を34万円に、同年2月から同年4月までの期間を38万円に、同年5月を32万円に、同年6月から同年11月までの期間を38万円に、同年12月を36万円に、12年1月を34万円に、同年2月及び同年3月を38万円に、同年4月を32万円に、同年5月を30万円に、同年6月を38万円に、同年7月から同年9月までの期間を36万円に、同年10月及び同年11月を34万円に、同年12月を28万円に、平成13年1月から同年4月までの期間を34万円に、同年5月を28万円に、同年6月を34万円に、同年7月を32万円に、同年8月から同年10月までの期間を34万円に、同年11月を30万円に、同年12月を28万円に、14年1月から同年5月までの期間を30万円に、同年6月を28万円に、同年7月から同年11月までの期間を30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書、源泉徴収票及びB税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額又は給与支給額（報酬月額）に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、平成9年5月から14年11月までの期間について一致していないこと、及びC厚生年金基金において保管

している、事業主印が確認できる 11 年から 14 年までの期間の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、事業主が届出を行った申立人の標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月1日から56年2月28日まで

A株式会社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが、年金記録確認地方第三者委員会の同僚照会の連絡で判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間当時のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における記録では、昭和55年6月に24万円と記入されていた標準報酬月額の記録が取り消され、同月から56年1月までの期間の標準報酬月額が11万8,000円と減額訂正されていることが確認できるとともに、被保険者資格喪失日の同年2月28日の処理が同年4月13日付けで行われたことが確認できる。また、同名簿では20人以上の多数の同僚が、申立人と同じように、昭和55年5月及び同年6月の標準報酬月額の記録が取り消されて減額して訂正されており、その全員の被保険者資格喪失の処理が同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（56年3月23日）以降の56年4月13日付けで行われていることが確認でき、かつ、そのうち4人の備考欄に「月変訂正56.4.13」と記載されていることから、56年4月13日付けで被保険者資格喪失処理とともに標準報酬月額の訂正処理も行われたことが確認できる。

一方、申立人を含む複数の同僚は、「当時、給与の支払の遅延はあった時期もあったが、給与が減額されたことはなかった。」と供述している。

さらに、同僚の一人が当該減額訂正の処理に関して、ほかの年金記録確

認地方第三者委員会に申立てを行うに当たって、保存していた昭和48年3月から56年3月までの給料明細書に基づき、給与の総支給額及び控除された厚生年金保険料を記載した一覧表を作成し提出しており、当該一覧表から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額について当委員会が検証したところ、当該一覧表から確認できる標準報酬月額は、前述した健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、当該一覧表作成者の標準報酬月額の記録と合致しており、かつ、同名簿の記録が取消及び訂正された55年5月から56年3月までの期間については、訂正前の標準報酬月額とすべてにおいて合致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時、社会保険料の滞納については申立人と同部署の経理責任者が社会保険事務所(当時)と交渉し、標準報酬月額の引下げを行ったことを自ら供述していることがほかの年金記録確認地方第三者委員会の調査、審議の結果から明らかとなっている。

また、雇用保険受給資格者証の記録では、離職時の賃金日額が9,458円であり月額28万3,740円となることが確認でき、多少差異はあるものの、申立人の申立期間の当該取消前の標準報酬月額24万円に相当する額が支給されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、このような^{そきゅう}遡及による記録訂正の処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が、社会保険事務所(当時)に当初届け出たとおり、申立人の標準報酬月額の記録を昭和55年6月から56年1月までは24万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB店における資格取得日に係る記録を平成元年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月16日から同年10月1日まで
昭和44年4月1日から平成9年2月10日まで継続して、Aに勤務したが、元年9月に同社C店から同社B店に転勤した時の1か月が空白となっている。
会社からもらった在籍履歴証明書により継続勤務が証明されているので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成20年10月30日付け株式会社A（現在は、株式会社D）発行の在籍履歴証明書、E厚生年金基金加入員記録及び雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和44年4月1日から平成9年2月10日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、在籍履歴証明書及び厚生年金基金記録により、申立人が平成元年9月16日に同社C店から同社B店に転勤したことが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る厚生年金基金の加入記録から41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が届出の誤りがあ

ったことを認めていることから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成元年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、平成8年5月1日であり、喪失日は、同年8月20日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、13万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年8月20日まで

平成8年3月に大学を卒業して同年4月1日から同年8月19日まで有限会社Aに勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

毎月の給与袋に厚生年金保険料の控除額等が記載された細長の給与明細書が入っており、厚生年金保険料の控除を記憶しており、退職の際に健康保険証を返却したことから納得できないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 有限会社Aの事業主は、申立人が平成8年5月1日から同年8月19日まで継続して勤務していたと供述しており、社会保険事務所(当時)に保管されていた有限会社Aの健康保険厚生年金保険新規適用届により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当初、同年5月1日(8年4月26日受付)であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成8年8月19日に退職した。」と供述しており、有限会社Aの事業主も「申立人の退職日は同日であった。」と供述していることから申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、同年8月20日であると認められる。

しかし、社会保険事務所(当時)に保管されている事業所番号等索引簿

の記録によれば、有限会社Aの厚生年金保険新規適用届が申立人の退職後である平成8年9月2日に同年5月1日にさかのぼって取消処理と記載されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が同日にさかのぼって取り消されていることが確認される所、社会保険事務所(当時)がこのような資格取得日の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録の取消処理は有効なものとは認められず、申立人の当該資格取得日は、平成8年5月1日、資格喪失日は、同年8月20日であったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、有限会社Aにおける取消し前の資格取得時の社会保険事務所(当時)の記録から13万4,000円とすることが必要である。

- 2 一方、申立期間のうち平成8年4月1日から同年5月1日までの期間について有限会社Aの事業主は「申立人が同社に勤務していた。」と供述しているものの、当該期間の厚生年金保険料の控除については、「厚生年金保険の適用事業所の届出は同年5月1日からであったことから、当該期間の厚生年金保険料を控除していない。」と供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

また、申立人の申立期間に係る有限会社Aの勤務者は、申立人のほかにおらず同僚照会をすることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和26年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年2月1日から同年4月21日まで
社会保険庁(当時)の記録では、B株式会社から株式会社Aへ異動した時の2か月間が厚生年金保険に未加入となっているが、退職したわけではなく株式会社Cのグループ企業間での異動なので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は申立期間について株式会社Aに継続して勤務し(昭和26年2月1日にB株式会社から株式会社Aに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける昭和26年4月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年9月から9年9月までの期間を38万円、同年10月から10年9月までの期間を44万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までの当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から13年7月1日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成8年9月から13年6月までの標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年9月から9年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは44万円と記録されていたところ、同年9月14日付けで申立人を含む8人の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して引き下げられており、申立人の場合は、8年9月から10年9月までの期間の標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）が保管する滞納処分票から、当該事業所は、平成9年から13年2月まで滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見

当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち平成8年9月から10年9月までの標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所（当時）に届け出た8年9月から9年9月までの期間は38万円、同年10月から10年9月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

- 2 また、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までの期間については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除から判断すると、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までは38万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から明確な回答が得られないが、申立人が所持する給与明細書及び申立人と同様に同額の標準報酬月額が遡及して記録が訂正されている同僚が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が平成10年10月から13年6月までの全期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は申立期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から11年10月1日まで
有限会社Aに勤務した期間のうち、平成10年3月1日から11年10月1日までの標準報酬月額14万2,000円が、10年3月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられているので、元の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年3月から11年9月までは14万2,000円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(11年12月21日)の後の12年1月12日付けで、10年3月1日に遡^{そきゅう}及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、事業主は、「経理、社会保険事務を担当していたのは妻であり、私が遡^{そきゅう}及訂正処理を行った。」と供述している上、申立期間当時の同僚は、「申立人は一般従業員でありB制作をしていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、遡^{そきゅう}及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た被保険者資格記録照会回答票の標準報酬月額の記録から、14万2,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年10月から21年5月までは60円、同年6月から同年7月までは120円、同年8月から22年2月までは330円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年3月1日まで

昭和17年1月6日付けでA株式会社に入社し、その後、同社がB株式会社に吸収合併された後も勤務を続け、52年6月14日に退職するまでB株式会社に継続して勤務した。しかし、19年10月から22年2月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社では、A株式会社の人事関係資料が保管されていないことから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険料の控除については、「不明」と回答している。

しかしながら、申立人から提出されたA株式会社の採用通知書及び勤続15年の表彰状並びに同僚等の供述から、申立人が昭和17年1月6日付けで社員に採用されて同社に継続して勤務していたこと、及び申立期間には同社C工場D室で勤務していたことが認められる。

また、同僚照会に回答のあった9人のうち7人の同僚が、「A株式会社では、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は

なかった。」と供述しており、これら同僚の入社年月日と厚生年金保険の資格取得日との関係をみたところ、すべて採用発令を受けた月には厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、同僚照会の結果、申立期間中に申立人と一緒にD室で勤務したと認められる3人の同僚のうち、所在が確認できた同僚一人は、「E職として入社し、申立人とは同僚としてD室や本社で一緒に勤務した。自分は厚生年金保険には入社と同時に加入した。」と供述し、記憶している入社日（昭和22年3月1日）と同日付けで資格取得していることが確認できる。そして、所在の確認ができないD室勤務の別の同僚二人の資格取得状況をみると、昭和5年生まれの同僚は申立期間中の20年5月1日付けで、大正15年生まれの同僚も昭和21年6月1日付けで資格を取得していることが確認でき、これら同僚が厚生年金保険の資格を取得する以前からA株式会社に勤務している申立人が、上記、同僚の一人と同じ22年3月1日に資格を取得しているのは不自然であり、かつ、同日付けで資格取得すべき者であったとみなすことはできない。

加えて、A株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所では、女子及び男子一般職員が厚生年金保険の適用となった昭和19年10月1日以降である同年12月1日付けで42人の女子が資格取得していることが確認できるものの、同日付けで資格取得した男子は一人も無く、20年5月1日付けで男子14人（上述の5年生まれの同僚を含む。）が資格取得していることが確認できる。

なお、申立人の職種は、E職（D室勤務）であるため労働者年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記、D室の同僚二人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和19年10月から21年5月までは60円、同年6月から同年7月までは120円、同年8月から22年2月までは330円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、同僚の申立期間の標準報酬月額の記録を確認したところ、複数回にわたり随時改定の記録が認められることから判断すると、事業主による申立てどおりの資格取得、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及びこれに基づく随時改定などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和22年3月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る 19 年 10 月から 22 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 42 年 5 月 1 日、資格喪失日は 43 年 6 月 5 日であると認められることから、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については昭和 42 年 5 月から同年 9 月までを 3 万円、同年 10 月から 43 年 5 月までを 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 6 月 5 日まで
オンライン記録では、有限会社Aに勤務していた昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 6 月 5 日までの期間について厚生年金保険被保険者としての記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aは、商業登記簿上、昭和 36 年 5 月 4 日にB区で設立の後、49 年 7 月にC市に本店移転し、平成 14 年 7 月に清算終了していることが確認できるが、申立期間における同社の代表者は既に他界し、後任代表者は申立期間後に就任していることから供述を得られない。

しかし、申立人は、申立期間について、給与明細書等を所持していないものの、当時の代表者の名前及び同僚 3 人の姓を覚えており、D 社会保険事務所（当時）が保管する有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、名前が一致する代表者及び姓が一致する同僚 3 人に申立人の申立期間と一部期間が一致する被保険者記録が確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録においても事業所名は不明であるが、申立人が昭和 42 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、43 年 8 月 20 日に離職していることが確認できる。

一方、有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と生年月日が同一で、姓の一字が相違する「E」名の申立期間と一致する被保険者記録が確認できる。

また、申立人が記憶している同僚の一人及び申立期間に在籍していることが確認できる別の同僚の一人は、「F」又は、「G」姓を名乗る者は一人のみであったと供述していることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている「E」名の被保険者記録は、申立人に係る未統合の記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の未統合の記録から、昭和42年5月から同年9月までを3万円、同年10月から43年5月までを3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から同年 10 月までの期間、52 年 9 月から 53 年 2 月までの期間、53 年 12 月から 54 年 3 月までの期間、56 年 1 月から同年 9 月までの期間、59 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から同年 10 月まで
② 昭和 52 年 9 月から 53 年 2 月まで
③ 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 1 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 59 年 6 月及び同年 7 月

申立期間①から⑤までについては、結婚した昭和 50 年 7 月に妻が A 役場で加入手続をし、その後、同市内の金融機関で国民年金保険料を月額 1 万円くらい納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までについては、結婚した昭和 50 年 7 月にその妻が A 役場で加入手続をし、その後、同市内の金融機関で国民年金保険料を月額 1 万円くらい納付したとしているが、申立期間①から⑤までの月額保険料は、50 年 7 月から同年 10 月までが 1,100 円、52 年 9 月から 53 年 2 月までが 2,200 円、53 年 12 月から 54 年 3 月までが 2,730 円、56 年 1 月から同年 9 月までが 4,500 円、59 年 6 月及び同年 7 月が 6,220 円であり、保険料額の差異がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成 7 年 9 月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間となる上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から平成 2 年 4 月まで
会社退職直後の昭和 61 年 7 月ころ、A 市役所での国民年金への加入
手続を母親に依頼し、国民年金保険料の納付は母親及び私が行い、結婚
後の平成 2 年 2 月からは私が納付していた。申立期間が未納とされてい
ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職直後の昭和 61 年 7 月ころ、A 市役所での国民年金
への加入手続をその母親に依頼し、申立期間の国民年金保険料の納付はそ
の母親及び申立人が行い、結婚後の平成 2 年 2 月からは申立人が納付して
いたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年
金への加入時期は 5 年 3 月ころであり、その時点では、申立期間の保険料
は時効により納付できない期間となる上、別の国民年金手帳記号番号が払
い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不
明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計
簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から52年3月まで
20歳になった直後の昭和45年*月ころ、母親がA市役所で国民年金への加入手続をし、結婚するまでの49年9月まで父、母及び私の3人分を、結婚後は妻の分を含め4人分を母親が納付していた。私の記録だけ申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった直後の昭和45年*月ころ、その母親がA市役所で国民年金への加入手続をし、結婚するまでの49年9月までその父、母及び申立人の3人分を、結婚後はその妻の分を含め4人分を母親が納付したとしているが、母親は既に他界しており国民年金への加入及び納付に関する証言が得られず、申立人もそれらに関与していないことから、申立人の国民年金への加入及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和52年10月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人及びその妻からはその母親が申立期間の保険料をさかのぼって納付したなどの納付に関する具体的な申述が得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年3月まで

私がA社に住み込みで働く前に雇用されていた会社は厚生年金保険に加入していたため、年金加入には関心を持っており、20歳になったら国民年金に加入しようと考えていた。加入手続については仕事のため平日は市役所等に行けないことから、雇い主のB氏に20歳になる前から国民年金加入手続と保険料納付を頼んでいた。私が20歳到達月の昭和43年*月から46年1月に独立するまで、給与から国民年金保険料が天引きされていたこともあり申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住込先のB氏が国民年金加入手続と保険料納付を行っていたはずと主張するが、そのB氏は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳は昭和46年1月に独立した際にB氏から渡されたとしているが、国民年金手帳記号番号の払出時期はB氏から独立した後の46年4月ころであり、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻が納付してくれたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻は既に他界しており、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻の納付記録は、申立期間に対応する期間が未納となっている。

さらに、A区の検認記録では、昭和38年度の1年分の国民年金保険料を昭和39年2月3日に一括納付している記録があり、この納付日時点では、申立期間のうち36年12月以前の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から59年3月まで
昭和56年6月の入籍時に、A市役所B出張所で国民年金の加入手続をし、2種類の納付書を作成してもらい申立期間の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年6月の入籍時に、A市役所B出張所で国民年金の加入手続をし、2種類の納付書を作成してもらい申立期間の保険料を納付したと申し立てしているところ、申立人は現在所持している年金手帳以外に年金手帳を受け取った記憶が無く、当該年金手帳の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得記録から、C市で59年9月ころ払い出されたことが推認できることから、申立人が56年6月ころ、加入手続を行った事情がうかがえず、払出時点からすると申立期間の一部は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがわれない。

また、申立人は、納付したとする国民年金の保険料額、納付時期、納付場所等の具体的な記憶が無く、納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社における申立期間の記録が無いことが判明した。同社の退職日は昭和 44 年 6 月 30 日であるので資格喪失日は同年 7 月 1 日となるべきであると思うので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の退職者名簿、雇用保険の被保険者記録及び申立人提出の「昭和 44 年分給与所得の源泉徴収票」の摘要欄の記載内容から判断して、申立人がA株式会社に昭和 44 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票の摘要欄に記載の社会保険料額からみると、A株式会社において、申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除されていたとは判断し難いものとなっている。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2455 (事案 584 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
第三者委員会での審議結果を受け取ったが納得できない。

当時の上司であったAさんが第三者委員会に回答した内容で私が明らかに有限会社Bに勤め、社会保険に加入していたことがわかると思う。また、私が有限会社Bを退職した後に入社したCさんは第三者委員会で申立てが認められた。

当時の写真を提出して再度申し立てるのでそこに写っているDさん、E君に私のことを聞いてほしい。そして申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、元上司及び同僚の供述により、申立人が申立期間に有限会社Bに勤務していたことはうかがえるが、i) 有限会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、欠番も確認できないこと、ii) 申立期間の雇用保険記録が無いこと、iii) 当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主及び経理事務担当者は病气療養中であり、元事業主の妻は死亡しているため、申立人の当該事業所における厚生年金保険に関する資格取得及び保険料控除について証拠及び供述を得ることができないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

2 申立人は、保険料納付を示す資料として新たに有限会社Bでの上司及び同僚(氏名が分かる同僚はD氏とE氏)と撮影した写真5枚を提出し

たが、撮影時期について、元上司及び同僚と申立人の供述が相違していることから、撮影された時期を特定することができない。

また、同じく同僚であったとするE氏は職歴審査照会回答票（個人情報）に載っていないため、同社における被保険者記録の確認ができない。

さらに、同僚であったとするD氏は、申立期間は有限会社Bの被保険者期間ではないことが被保険者記録照会回答票（資格画面）で確認できる。

- 3 元上司によると、有限会社Bには就業規則が無かったため、社長夫婦等と作成に携わったとしているところ、一緒に携わったとする同僚（故人）の被保険者記録は昭和40年10月1日から46年8月11日までであることから、就業規則の作成は40年10月1日以降であったと考えられ、申立期間の有限会社Bの厚生年金保険及び雇用保険等の資格取得及び資格喪失は就業規則に基づき行われていなかったと推認できる。

なお、記録訂正が認められたC氏の厚生年金保険の資格取得日は、昭和42年9月9日となっており、同日から雇用保険の被保険者記録も確認できる。

- 4 このことから、提出のあった写真では保険料納付を示す記載及び事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで

株式会社Aを退職したのは平成 5 年 3 月末日であるのに、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。給与明細書は無いが保険料が控除されていた覚えがあるので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、同社に係る申立人の平成 4 年 11 月 1 日付け資格喪失の届出処理は、同月 30 日において行われており、遡及して取消し又は訂正処理が行われた形跡は無い。

また、B市の国民健康保険被保険者記録によると、申立人は被用者保険離脱を要因として、平成 4 年 12 月 17 日付けで国民健康保険に加入しており、申立期間の保険料は口座振替により完納している。

さらに、国民年金の被保険者記録により、申立人は申立期間中、国民年金被保険者となっており、保険料を完納していることが確認できる。

以上のことから判断すると、申立人は申立期間において、当時の政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入している者以外の者が加入する国民健康保険及び国民年金に加入する手続等を行ったことが推定できる。

加えて、i) 当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に対して照会したが回答が得られなかったこと、ii) 同僚に照会したが申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除がなされ

ていたことをうかがわせる供述等は無かったことなど、厚生年金保険料の控除について確認できる資料や供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から平成元年 3 月 21 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和 62 年 11 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成元年 3 月 21 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給料より低い額に訂正された。これは、滞納した社会保険料を少なくするもので、社会保険事務所（当時）の職員に半ば強制されて仕方なく行ったものであることから、今からでも追納するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤めていた株式会社Aは、オンライン記録から、平成元年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の標準報酬月額は、同年 4 月 5 日に、昭和 62 年 11 月から平成元年 2 月までさかのぼって、47 万円から 6 万 8,000 円に訂正されていることが確認できるとともに、雇用保険被保険者であることが確認できる。

一方、株式会社Aの商業登記簿謄本から申立人が取締役を務めていたことが確認できる上、申立人は代表取締役であるB氏とは共同経営をしており、自身が代表者であったと供述している。また、オンライン記録では、代表取締役及び申立人とは別の取締役の同社における被保険者記録は無いことから、申立人が同社の実質的代表者であったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、i) 当時、厚生年金保険料を滞納したこと、ii) 滞納額を少なくするため、申立人自身の標準報酬月額の減額処理することを受け入れたことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている取締役（実質的な代表者）である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 3 月 20 日まで
平成 14 年 11 月に A 株式会社に入社し、B 支店で C 業務をしていた。D さんが経理事務をし、同僚には E さん、F さん、G さんがいた。給与からは雇用保険等の社会保険料が控除されていた記憶がある。調べて申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の破産手続を担当した H 事務所から提供された退職者名簿及び同社の I 課長だった J 氏の供述により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、H 事務所は、破産手続時に引継いだ書類の中には、申立人について「K 員」と記載されている退職者名簿以外に、在籍期間の資料、賃金台帳、源泉徴収簿等の人事記録及び B 支店関係の資料は無いと供述している。

また、J 氏は、A 株式会社の社会保険加入に関して、人数は多かったが L という形態だったので全員は加入していなかったと供述している上、同社の複数の同僚は、試用期間中や一定の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

さらに、A 株式会社のオンライン記録には、申立人が記憶している同僚 3 人の名前は無い上、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで

私は、当時のA社から紹介されて昭和 39 年 5 月 1 日から「株式会社 B」で短期アルバイトとして働き、主にC部が保管しているDの仕事をしていた。途中でアルバイトをずっと続けられないかと会社から言われ、そのままアルバイトを続けた。

正社員になる前にアルバイトをしていた昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 2 月 28 日までの期間も厚生年金保険に加入していたはずだが、社会保険庁（当時）の記録では、私の厚生年金保険の資格取得日はアルバイトを辞めて正社員に登用された昭和 40 年 4 月 1 日になっている。

調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを明確にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 40 年 4 月 1 日と記載されており、厚生年金保険記号番号払出簿や雇用保険の資格取得日もオンライン記録と一致しており、事務手続上の不自然さはいかたがえなない。

また、申立人が加入していたE健康保険組合から提供された従業員の厚生年金保険の被保険者記録を記載した資料によれば、申立人の最初の資格取得日は昭和 40 年 4 月 1 日になっている。

さらに、株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者名簿で昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日までの間に資格を取得した者を確認しても申立人の氏名は見当たらない。

加えて、株式会社Bは、当時、アルバイトが厚生年金保険に加入して

いたか否かは不明と回答しており、オンライン記録によれば、同時期にアルバイトをしていた同僚の厚生年金保険資格取得日はいずれも昭和 40 年 4 月 1 日以降となっている。

なお、申立人は、再交付された厚生年金被保険者証に昭和 40 年 4 月 1 日と書かれていることから、この日付は再交付された日で資格取得日ではない旨主張しているが、社会保険事務所（当時）によれば、同欄には再交付した日を記入することはないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 21 日から 37 年 1 月 11 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社B工場に勤務していた期間は脱退手当金を受け取ったこととなっているが、受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和37年5月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、同年4月5日に厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月6日から33年10月21日まで
年金記録を確認した際に、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務した期間が脱退手当金受給済みであることを知らされたが、受け取った記憶が無いので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の印がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、昭和34年7月4日に厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 9 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに平成 9 年 3 月 31 日まで勤務したと申し立てているが、任継・第四種被保険者記録照会回答票（基本記録）によると、申立人は、当該事業所を同年 3 月 25 日に退職した直後に、当該事業所に係る健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認でき、健康保険の任意継続被保険者資格を取得するには、厚生年金保険被保険者資格の喪失が前提となる。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、被保険者資格喪失日は、平成 9 年 3 月 25 日であることが確認できる。

さらに、申立人、同僚及び事業主は、当該事業所での厚生年金保険料の給与からの控除は翌月に行われるとしているところ、申立人の銀行預金通帳に記帳された平成 9 年 4 月支給の金額には、ほかの月の入金記録と申立人の供述を検証した結果、厚生年金保険料は控除されておらず、同年 3 月支給の同年 2 月の厚生年金保険料の控除が最終月であることが推認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が抜けていることが判明した。申立期間については、A 株式会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社を退職後、申立期間において A 株式会社に勤務していたとしているところ、B 株式会社の人事部長は、「申立人は、B 株式会社を定年退職し、子会社である A 株式会社に籍を移し、さらに子会社の C 株式会社の所属となり勤務していたが、申立期間については、何らかの理由で A の籍を離れていたか、あるいは被保険者ではなかったのではないか。」と回答していることから、子会社である A 株式会社及び C 株式会社の元事業主に確認したところ、両事業主は「申立人は申立期間において非常勤の顧問であったため、厚生年金保険には加入させなかった。」と回答している。

また、申立期間当時のいずれの同僚も、申立人の勤務実態については不明としている。

さらに、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人が A 株式会社に勤務したとしている申立期間以降については、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
(A 株式会社 B 工場)
② 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
(A 株式会社 C 本社)

ねんきん特別便が届き社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低額であることに気づいた。A 株式会社 B 工場及び A 株式会社 C 本社への転勤の期間であるが、給料をカットされたことは無く、毎年増加していたはずなので厚生年金保険記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が加入していた D 厚生年金基金(平成 14 年 3 月 * 日に解散)から年金記録を引き継いだ E 会へ照会したところ、当該期間の標準報酬月額は、社会保険事務所(当時)の標準報酬月額と一致していることから、A 株式会社 B 工場及び同社 C 本社は、社会保険事務所(当時)の記録どおりの標準報酬月額を届け出たものと認められる。

また、A 株式会社 B 工場及び同社 C 本社への転勤者の年金記録を調査した結果、転勤の際の取得時の標準報酬月額と月額変更届及び算定基礎届による標準報酬月額の決定処理で相違している傾向がみられるとともに、申立人と同期入社している同僚等に照会したところ、標準報酬月額の変動については、残業手当、住居手当等の増減ではないかと回答している。

さらに、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が

給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年から 41 年ごろまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が抜けていることが判明した。申立期間については、有限会社A（現在は、B株式会社）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録（昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 5 日まで）及び同僚の供述から、申立人が申立期間当時において、有限会社Aに運転手として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の役員（常務）は、「社会保険は自分が担当であり、正社員は会社として面接し、3か月の見習い期間後に厚生年金保険に加入させていたが、臨時（日雇い）雇用者については、雇用保険には加入させていたが厚生年金保険には加入させておらず、申立人のことは覚えていないが、申立人が厚生年金保険に加入していないとすれば臨時雇用者であったためである。」と回答している上、事業主及び専務は既に亡くなっているため、申立ての事実を確認することができない。

また、当時の同僚6人のうち5人は、申立人が当該事業所に勤務していたか否かについては覚えていないと回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 7 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 39 年 7 月 21 日となっているが、同社には 38 年 10 月 1 日から勤務しており、この間の被保険者期間が 9 か月欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店の複数の同僚の供述により、期間の特定はできないが申立人が申立期間に同社に勤務していたことを推認できるものの、同社では、「C員は社会保険に加入させていたが、D員は一部の成績優秀者のみ加入させていた。」としており、同僚 9 人に照会したところ、回答が得られた 6 人のうちD員をしていた一人は、「D員は、3 か月ごとの査定で一定数販売するとE員の資格が与えられ、それと同時に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、同社から提出された社会保険台帳にも、申立人の社会保険加入年月日は昭和 39 年 7 月 1 日と記載されている。

また、申立人は、申立期間の職務内容を、「C員を経てD員になった。」としているが、同社から提出されたB支店C員名簿には、申立人の氏名は無い上、上記同僚 6 人のうち 5 人は、申立人がD員であったと供述している。

一方、同名簿に記載されている者のうち、入社日が同社B支店の厚生年金保険健康保険新規適用日の昭和 37 年 4 月 1 日以降となっている同僚 13 人の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、一人を除き 12 人の入

社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることから、仮にC員として入社した場合でも、一定期間の後、被保険者資格を取得させる取扱いであったことが推測される。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 3 月 21 日まで
(A株式会社)
② 昭和 35 年 3 月 21 日から 36 年 1 月 5 日まで
(B株式会社)

昭和 32 年 8 月から A 株式会社 (以下「A」という。) に就職し、途中、事業主が代わって B 株式会社 (以下「B」という。) に社名が変わったが、36 年 5 月に退社するまで継続して勤務した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の回答により A が倒産した後、同じ場所で事業主が代わって B が設立しており、申立人は申立期間に雇用形態は不明であるが、両社の業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、A の当時の事業主は所在不明で、B の当時の事業主も既に死亡しており、いずれとも連絡が取れないため、両事業所における申立人の社会保険の資格の取得及び喪失並びに保険料の控除及び納付については確認ができない。

また、同僚照会した 20 人のうち回答のあった 14 人中 4 人は、「申立人は両社に勤務していたが勤務期間は不明である。」とするとともに、同僚の一人は、「申立人は、A を離職して自分で事業を始めており、申立期間①の期間は A の請負業者となり、申立期間②は B の請負業者となり仕事を請け負っていた。両社には仕事をもらいにかなり頻繁に出入りしていた。事業はあまり上手くいかなかったようで、A から B に代わった後、再び、

Bに就職した。申立人が請負業に転職したことを、同僚と話をした記憶が残っている。」と回答しており、厚生年金保険料の控除についてはいずれの同僚も不明と回答している。

さらに、A及びBの健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の健康保険番号は連番となっており、追加及び欠番は無く、申立人が両申立期間に別番号で健康保険番号を取得していることは考え難い。

加えて、申立期間①に係るAの被保険者名簿によると、Bに継続勤務している者すべてについて、昭和34年10月の算定基礎届の記録があるが、申立人の記録が無い。また、申立期間②については、Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった35年3月21日からBが新たに適用事業所となった同年9月1日までの間は、全員が被保険者でないことが分かる。

なお、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 10 月 12 日まで
社会保険庁（当時）からの連絡により、A株式会社における平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 10 月 12 日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが判明した。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 1 月から 11 年 10 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 10 月 12 日以降の同年 12 月 2 日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は申立期間について、59 万円から 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社の商業登記簿謄本により、申立人は同社設立の時期から解散の時期まで一貫して代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A株式会社の社会保険事務に関する諸手続のために、社会保険事務所（当時）に数回行ったと供述している上、同社に社会保険料の滞納があったことは認めている。

なお、申立期間の標準報酬月額の遡及訂正については知らないとしているが、申立人とともに標準報酬月額が減額訂正された元取締役からは、

社会保険事務所（当時）に対する手続や書類の作成等は、事業主が行った旨の回答があった。

さらに、申立人が社会保険手続の担当であったとしている者は、「私は関連会社の所属で、A株式会社のB業務をしていたが、社会保険手続は担当しておらず、行っていない。」と供述している。

ちなみに、C社会保険事務局（当時）によると、A株式会社に係る滞納処分票など関係資料については、保存期間経過のため確認ができなかったとの回答であった。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が事業主であった申立人の一切の関与も無しに無断で当該^{そきゅう}遡及訂正を行ったとは考え難く、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額^{ひんぎん}の減額処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 22 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について確認したところ、A株式会社（現在は、株式会社B）の厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成 9 年 10 月 1 日となっているが、同年 9 月 22 日に入社し、同年 10 月分給与からも厚生年金保険料が控除されているので誤りであると思う。給与明細書、社員証明書及び同年分の源泉徴収票等写しを提出するので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、申立期間について当時の就業規則（抜粋）を添付して試用期間であったと思われると供述している上、併せて提出された社員名簿写しに記載されている複数の同僚についてもその事実が確認できることから、同社では、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったことが推認される。

また、株式会社Bから提出された申立人の所得税源泉徴収簿写し及び申立人から提出された給与明細書写しから、同社の社会保険料の給与からの控除は、当月控除方式であることが確認でき、かつ、同社では、給与計算の締め日は毎月 20 日、支払日 27 日であると供述していること、平成 9 年 10 月分の給与明細書では 1 か月分の保険料のみ控除されていることから、9 年 9 月 22 日に入社した申立人の同年 9 月分の社会保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、C公共職業安定所の平成 21 年 8 月 20 日付け雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書において、申立人の当該事業所の資格取得日は、9 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。有限会社A（名称変更後は株式会社B）には、昭和 32 年 4 月に入社したので、厚生年金保険の資格取得が 35 年 8 月 1 日になっていることに納得できない。当時の同僚も記憶しているし、一緒に写した写真もある。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、同僚の供述及び同僚との写真により、期間は特定できないものの申立人は申立期間において、有限会社Aに勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、当該事業所の事業主は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認できる資料は無い。

また、申立人の記憶している同僚の多くが既に死亡及び所在不明の者であるため、申立期間に被保険者であった同僚にも照会するも、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、複数の同僚は、「当時は見習い期間があった。」との供述をしている上、供述をした同僚は入社から1か月から2年7か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該事業所における厚生年金保険被保険者としての資格取得の届出は入社と同時ではなかったことが確認できる。

加えて、申立期間について雇用保険被保険者記録も確認できない上、社会保険事務所（当時）保管の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の記録

により、申立期間後の昭和 35 年 8 月 1 日において新規番号が付番された厚生年金保険被保険者資格取得が確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。